

(5) タクシー運賃の割引

県内のタクシーに乗車の際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、1割引となります。

(6) バス運賃の割引

新潟県内の路線バス・高速バス運賃が割引になります。（ただし、バス会社によって異なる場合があります。）

乗降車の際、又は定期券購入の際に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

三条市循環バス「ぐるっとさん」の普通乗車券も下表の割引内容となります。

◆ 利用できる人及び内容

〔○印は割引適用 ×印は割引適用不可〕

対象者	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種身体障がい者 (級別関係なし) ・ 第2種身体障がい者 (1級から3級) ・ 第1種知的障がい者 (A判定者) 	普通乗車券	○	○	50%
	定期乗車券	○	○	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2種身体障がい者 (4級から6級) ・ 第2種知的障がい者 (B判定者) 	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者 (級別関係なし) ※ 写真貼付の手帳の場合のみ ※ 県外高速バスは割引対象外	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	×	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	×	—

(注1) 身体障害者手帳の第1種及び第2種の区分については、巻末の「身体障害者障害程度等級表」をご覧ください。

(注2) 介護人は、バス事業者が必要と認めた場合に割引となります。